

マイナンバー（個人番号）の重複付番について

2026年5月28日  
郡山市市民部  
市民課  
課長 佐藤 友洋  
TEL：924-2138

国外から本市へ転入された外国籍の方（Aさん）にマイナンバー（個人番号）を付番する際、職員の確認不足により、氏名等が同一である別人（Bさん）のマイナンバーを重複付番し、マイナンバーカードを交付しました。このためBさんのマイナンバーがAさんに漏洩しました。

1 経緯

日付（曜日）	内容
5月1日（金）	Aさんが転入届を提出し、窓口担当職員が聞き取りの上「在留歴なし」として受付した。次処理を担当した職員が、住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）において、氏名等が同一であるBさんのデータを確認した。Aさんについて「在留歴あり」と誤認し、Bさんのマイナンバーを上書きして、Aさんのマイナンバーカードの発行手続きを行った。
5月20日（水）	Aさんの社会保険等加入手続きに関して、市内事業所から本市へ問い合わせがあった。確認作業を進める中で、マイナンバーの重複付番が判明した。 Aさん宅を訪問し、状況を説明した上で謝罪し、マイナンバーカードを回収した。 Bさんの管轄自治体へ連絡し、マイナンバーカードの再発行等について協力を依頼した。
5月22日（金）	Aさん宅を訪問し、今後郵送される新しいマイナンバーカードについて案内した。
5月25日（月）	Bさんの住所地に対して文書を送付した。今回の経緯を説明しお詫びするとともに、今後の手続きについて案内した。

2 原因

Aさんからの申し出内容と住基ネット確認内容の相違について、処理を担当した職員がAさんや受付した職員へ確認せず、住基ネットの内容が正しいと誤認し、処理したため。

3 被害状況

BさんのマイナンバーがAさんに漏洩し、Bさんのマイナンバーカードが失効した。  
Aさんのマイナンバーを再付番し、マイナンバーカードを再発行した。

4 再発防止策

外国籍の方は戸籍による同一性確認ができないため、本人への聞き取りを徹底するとともに、国から提供された「国外からの転入時におけるチェックリスト」を適宜活用し、正確・慎重な処理に努め、再発を防止する。

# For Foreign Residents Moving to Japan from Abroad (English)

## 国外から転入される外国人の皆様へ（英語）

Check the checkbox that applies to your answer and complete sections 3 and 4 if applicable.

□の当てはまる方に✓をつけて、③と④は当てはまるときに書いてください。

**① Have you ever received a Residence Card and registered a Resident Record before?**

以前に在留カードの交付を受けて、住民票を作ったことがありますか。

Yes  
はい

No, this is my first time.  
いいえ、はじめてです

※If you select "No," no further response is required.

※「いいえ」の場合は回答終了です。

**② Is the name on your current Residence Card the same as the one you had when you previously lived in Japan?**

今の在留カードに書かれた名前は以前に日本に住んでいた時のものと同じですか。

Yes  
はい

No  
いいえ

**③ Please enter the name as it appeared on your previous Residence Card.**

以前の在留カードに書かれていた名前を書いてください。

\_\_\_\_\_

**④ Please provide the last address you lived at in Japan and the duration you lived there.**

日本で最後に住んでいた場所と住んでいた期間を書いてください。

Duration you lived  
住んでいた期間

From around \_\_\_\_\_ to around \_\_\_\_\_  
年 月頃から 年 月頃まで

Where you lived  
住んでいた場所

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_  
年 月 日

Name \_\_\_\_\_  
名前

※If you have questions about completing the application form, please consult the Japanese diplomatic mission abroad or the municipal office of your residence after entering Japan.

※申請書の記入で不明点があれば、在外公館又は日本に入国後にお住いの市区町村で確認してください。